

川西市フリースクール等利用支援補助金利用状況実績報告書  
（令和8年度 第1期分：4月～9月利用分）

川西市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

1 対象児童生徒等

児童生徒名	
フリースクール等名称	

2 通所日 ※通所日に○を付けてください。

4月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	計 日
5月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
6月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	計 日
7月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
8月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
9月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	計 日

3 補助対象経費（「授業料」「施設利用料」の総額）

4月	円	7月	円
5月	円	8月	円
6月	円	9月	円

4 上記の児童生徒の通所について（※学校記入欄）

開始日：令和 年 月 日

終了日：令和 年 月 日※通所を継続しているときは空欄

上記の者について、出席の取扱いとしていることを証明します

学校名： \_\_\_\_\_

学校長名： \_\_\_\_\_

※1 補助対象経費は、補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料（「授業料」及び「施設利用料」）です。その総額を記入してください。なお、飲食費、課外活動費、交通費等は補助対象外とします。  
※2 補助金交付申請（請求）額は、各月の補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、不登校児童生徒1人につき1か月10,000円を上限とします。

川西市フリースクール等利用支援補助金利用状況実績報告書  
（令和8年度 第2期分：10月～3月利用分）

川西市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

1 対象児童生徒等

児童生徒名	
フリースクール等名称	

2 通所日 ※通所日に○を付けてください。

10月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
11月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	計 日
12月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
1月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
2月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	計 日
3月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日

3 補助対象経費（「授業料」「施設利用料」の総額）

10月	円	1月	円
11月	円	2月	円
12月	円	3月	円

4 上記の児童生徒の通所について（※学校記入欄）

開始日：令和 年 月 日

終了日：令和 年 月 日※通所を継続しているときは空欄

上記の者について、出席の取扱いとしていることを証明します

学校名： \_\_\_\_\_

学校長名： \_\_\_\_\_

※1 補助対象経費は、補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料（「授業料」及び「施設利用料」）です。その総額を記入してください。なお、飲食費、課外活動費、交通費等は補助対象外とします。  
※2 補助金交付申請（請求）額は、各月の補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、不登校児童生徒1人につき1か月10,000円を上限とします。